

平成 17 年度第 8 回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 17 年 11 月 22 日 (水)
開会時間 午前 9 時 30 分
閉会時間 午前 11 時 23 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階委員会室
3. 出席者 澤 愛 子 委員長
原 田 義 彦 委員長職務代理者
渡 邊 修 司 教育長
鈴 木 一 男 教育次長
熊 澤 久 学校教育課長
瀬 川 健 生涯学習課長兼郷土資料館長
加 藤 幹 雄 参事兼図書館長
鈴 木 敦 子 学校教育課副主幹
福 島 伸 芳 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 4 名

(開 会)

出席委員が 3 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

議案第 9 号 大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について補足説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。本規則の改正の趣旨につきましては、資料のとおりでございますが、学校運営の円滑化を図ることと教員の新たな職の設置に伴い、現在の学校に求められている学校運営組織の整備の必要性から実施するものであります。学校が抱える山積する課題の解決に向けて組織的、機動的な対応を図ることを目指すものでございます。改正の

主な内容は、まず、分掌組織の改正、これは現在の校務分掌の見直しによりグループ編制による組織の改正を目指すものでございます。次に、総括教諭の設置、これは、グループリーダーとして、校長及び教頭の学校運営を補佐し、グループの総括を行うとともに教職員の人材育成を職務とするものでございます。この新たな職のため県費教職員による新給料表を適用するものでございます。次に企画運営会議の設置、これは校長が招集し、校長、教頭、総括教諭等で構成し、学校運営の円滑化を図るため学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行うものでございます。

2ページをご覧ください。職名の改正でございますが、これは校務整備員と給食調理員に係る改正でございます。その他、字句等の改正を行うものでございます。この改正規則は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

資料の3ページをご覧ください。改正規則の新旧対照表でございます。左側が改正案、右側は現行の規則でございます。8ページからは現在の規則となります。13ページからは、神奈川県教育委員会の管理運営に関する規則等の改正に関する資料でございます。以上でございます。

教育長) これは、今年に長く論議していただいたグループリーダーが正式に総括教諭という名前になったものです。給料表も前は新2級という表現でしたが、正式には3級、したがって、校長、教頭は4級、5級と新しい給料体系になりまして、主任制度に変わるものを来年4月から実施することになりました。これについては、校長会あるいは教育長会議で様々な批判、いろいろな疑問が出されまして、いろいろとあったことが現状です。しかし、このような形でまとまりましたので、教育委員会としては、新しい制度で行うと県教委が言っていますので、それに協力する形でよりよいものにしていきたいと考えております。

(質疑応答)

委員長) 各市町村の教育委員会は、ほぼ神奈川県全部で実施しなければいけないのですか。

教育長) この規則の改正は、基本的に総括教諭という新しい給料体系の職を置きますので、規則改正が行政的な面で必要となります。そのための改正です。

委員長) それに即した規則改正を行うものですね。

教育長) 教育長会議、校長会でいくつかの意見がありまして、そのなかで問題点がいくつか出てきています。今後は、そういうものを課題にしながら運営上、できるだけ現場が混乱しないように最終的には、児童生徒がよりよい教育ができるようにという配慮を今後、県教委もやっていくつもりがあるようです。たとえばどのような問題があるかということ、小学校4人、中学校5人、高等学校6人と、その人数の根拠も曖昧であるし、たとえば4人全員を任命しますと、その世代の総括教諭として異動することになっていきますので、そうすると、今度はその次の世代がこの方が教頭になるか、あるいは定年退職を迎えるまで総括教諭として任命できませんので、世代があいてしまう。それはどうするのかというような問題とか、小学校の場合

は、免許があるからいいのですが、中学校の場合、教科がありますので総括教諭に異動があると、ある学校は5人で、片方は2人しかいない。その他、様々な問題が指摘されまして、運用上のなかで柔軟に対応していこうというのが県教委の考え方です。

原田委員) 全体的なことですが、校務という表現がされている部分と教務という部分がありますが、その違いはどうか。

教育長) 教務は、学校のカリキュラムとか学校のなかでの運用に関する業務で、ある意味では、事務的な仕事を担当するのが教務といえます。校務は学校全体で、たとえばゴミ問題とか教育上だけでなく学校運営上に関する様々な問題、校務整備員という形でいわゆる用務員の方々の場合には、校務という表現が使われています。教務といった場合には、学校の中のカリキュラムとか時間割編成など生徒児童の運用上の事務的作業を行う場合、教務という表現を使います。

原田委員) 新旧対照表の最初のページですが、分掌組織で現在では、1番から5番まであります。左側の分掌組織では4点になっています。このなかで、現在の3番、4番、5番は、改正案では2番目で統一的な表現をされています。それと学年の教育活動に関する事項は、新しい規定では4番目となっています。1番目の教育計画その他の教務に関する事項がないのですが、企画運営会議のほうに移行されているのですか。教育計画という部分が改正案にないようです。やはり教育計画は、一番重要なところと思いますが、企画運営会議のところに包括的に含まれているのかどうか。企画運営会議の第16条第3項の「校長がつかさどる校務を補助するため学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う」というところで教育計画、その他業務に関する問題は、立案されるということになるのでしょうか。

学校教育課長) 確認しますが、改正案の2の1番に学校、地域との連携等に関する事項と書いてありますので、うしろの資料を見たなかで、たとえば1番後ろのところでも特に小学校ですが、カリキュラムと地域連携と同じ中に入って、職Aというふうになっているところがありますが、その中に学校全体の教育課程について入れることになっています。このところは、再度、確認しますが、学校全体の教育活動のカリキュラムと地域連携を一緒にして、職Aとなっておりますので、この1番の中に入っていると考えていただいてもいいと思います。企画運営は、全体すべてのまとめですので、その中でももちろん全部をやるのですが、先ほどの教育計画というのは、1番に入ってくると理解していただければと思います。文言はもう一度確認いたします。

原田委員) 第16条の企画運営会議のところですが、第4項に企画運営会議は、校長、教頭、第14条第3項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者で構成するとなっておりますが、第14条第3項各号の「第3項各号」の規定を削除したほうがいいと思いますがどうでしょうか。第14条には、職務のところでも校長及び教頭の学校運営の補佐とかグループの総括に関する事、教諭等の職務遂行能力の向上に関するなどが記載されていますが、さらに第4項において、特定の職務をする総括教諭が出てきますので、この部分が含まれないこととなります。

教育長) この部分の条項というのは、総括教諭が基本的な学校内の校長の監督下における補佐的な職務であるというような位置づけをしましたが、それ以外にたとえば学校長が裁量のなかで、学校の特色づくりを入れたいというときに必ずしも入れないこともあるかも知れない。たとえば特に必要と認めることなどという形で、ある程度柔軟な対応ができるということを想定したのが第14条第4項というように私は理解しています。

原田委員) 特命事項を担当する総括教諭は、第3項各号を担当しないで、特命だけをやっていく総括教諭というのも想定されます。その職務を担当した総括教諭は、企画運営会議に参加しないことになります。

学校教育課長) 企画運営会議ですが、現在も実際に学校でやっているものですが、今までは校長、教頭、教務が主体となっています。それ以外に各部長を入れて運営をしていただいています。今回は、校長、教頭、総括教諭となりますが、あと校長が何人会議に入れようが構いませんので、もちろん入れないと運営会議になりませんので、当然そのなかに特命の総括教諭も入ってくるし、今で言う学年主任も入ってくるということでございます。校長、教頭に3項に掲げている総括教諭を入れ、あとプラス何人かが入るということでございます。

原田委員) ただ、表面上は、総括教諭は入るのを基本とする意味で第3項だけに規定してしまうのではなく、第4項も含められるような表現の仕方をしたほうがいいと思います。

学校教育課長) 学校によって様々ですが、運営の内容について校長に責任がありますので、運営会議にどこまで入れるかは校長の決断によります。第1に総括教諭は入れ、特命の人を入れる、入れないのは、校長の裁量でできるというようなことでいいと思います。

原田委員) そうなりますと、職務が先にあるのか、総括教諭が先にあるのかということですので、総括教諭を任命したということ、担当職務をなんとするかこの部分を担当していただきとなるのか。ですから総括教諭は、基本的には全員企画運営会議に参加するものであると私は思っています。文言の書き方では総括教諭でも運営会議に参加する人と参加できない人が両方出てくるということになります。

学校教育課長) 校長は、大体入れられると思いますが、この会議にこの人はいいということもあり得ると思います。それは本当に特別な任務をお願いすることなど校長の判断になります。原田委員の言われるとおり単純に規定の仕方では校長、教頭、総括教諭でいいのではないかとみんなそのように認識していますが、まずは、これは必ず入れてほしいということで、現行の教務主任は入れるだろうということです。

原田委員) 給食作業員を給食調理員ということでありまして、調理という言葉からやはり調理員は、調理士の資格や免許を持った人が対応しているのですか。

学校教育課長) 実際には、給食調理員は公募で採用していますが、免許を必ず持っていないければならないということではありません。

教育長) 実際に栄養士が調理士的な面での栄養とかカロリー計算をやっていきますので、確かに原田委員の言うとおり作業をしている実態があり、作業とい

う言葉から、たとえば単なるゴミの搬出の作業でなく、あくまでも食事を作っているという調理である仕事を限定した表現になっていると私は理解しています。実質的には、栄養士さんは、間もなく1年、2年で栄養教諭になりますが、教諭の指導もとにおいて作業しているのが実態です。

原田委員) 特に総括教諭については、以前の会議で、討議を行っていますので質問等はございません。

委員長) 第12条の第2項で第4号に係るグループにあつては、云々とありますが、このケースはあるのですか。第4号の学年の教育活動に関する事項というのは、学校運営上必要があると認める学校に限るとありますが、これの意味することは何ですか。このケースのほうが稀だということですか。

学校教育課長) そうではありませんが、たとえばはっきりしているのは養護学校の場合には、高等部、中等部というやり方で分けておりますので、そのへんは学年ということではありません。普通は、認める学校に限るといってもどちらかという学年単位でやっているほうが良いという質問とおりでございますので、基本的には、今まで特に学年の教育活動に関する事項があったと同じようにこれからもある方が多いだろうと思います。

委員長) 次の第3項ですが、これは小学校でグループ4、中学校で5で、モデルで示されていますが、文面上では、校長がある程度の範囲で裁量で決められるということですか。

学校教育課長) もちろん校長の裁量で決めます。モデルどおりやるということではございませんので、あくまでもイメージ的なものでございます。これをもとに現在あるものを修正しながら見直していくのが今回の改正ですが、来年4月から小学校4人ということにはならないと思います。たとえば半数しか来年度はつかないと思います。まず、グループが4つあつて総括教諭が2人しかいなかったらどうするかということになってきます。その場合、これらの部分をどちらも責任を持つということモデルどおりですとやらざるを得ないと思います。中学校の場合においても最終的には2年～3年にかけて5人になってくるとと思いますが、初年度から小4人、中5人の総括教諭が必ず配置されることはないと思います。今後、実際に軌道に乗っていくと、どうしても4グループでなく5グループである場合においては、小学校が4人しかいませんので、いくつかを総括してくださいということを校長裁量でできるということでありませぬ。

委員長) 再度になりますが、学年主任というシステムはなくなるということですね。

学校教育課長) 主任手当は、現在、神奈川県は凍結していますし、来年にはなくなることとなります。主任手当がつく前から学年主任、教務主任などがいたわけで学校においては、名前の呼び方ですから主任手当がつくから学年主任をつけようという学校はないと思います。呼び方としては、学校によって違うかも知れませんが、それなりに皆な重宝に使っていた言葉だというように、ですからここで主任手当がなくなっても学年主任と呼んではいけないのかと言われた校長もいますが、そのようなことはありませんと。学校の中で必要なら学年主任という言葉を使ってもらっていいと思います。現

行の校務分掌を一気にモデルどおりにやるということではありません。常にモデルを頭において、組み直しをしていってほしいと。たぶん大磯町の小・中では、このまま使われるだろうと思っています。

委員長) 学年主任の先生は、クラスの担任を兼ねていますか。

学校教育課長) 小学校は、現在、兼ねております。中学校は兼ねておりません。普通、どちらかと言うと中学校の場合、学年主任は学年の総括的な立場を取っています。小学校は、人数の都合上、どうしても学年主任が学級を持つことが普通になっています。

教育長) そのへんは、課長の言ったとおりだと思います。主任制度は、かなり古い歴史を持っていますから、たとえば学年課長とか係長という表現は考えられません。学年の取りまとめ役というニュアンスでの主任だと思います。

委員長) 県のモデルの図を見ると学年ごとのまとめ役はあってはいけないと見えますが、実際には、現場では必要で続くであろうと考えてよろしいでしょうか。

学校教育課長) この前、ご説明申し上げたように現在、学年主任を中心に学校運営をやっているというほうが普通ですので、高校をイメージしたところでグループリーダーを県教委が考えて小、中に当てはめようとしています。小・中では、なかなかそういうふうな方向には、行きづらいと思います。ですから、もちろん学年主任がいて、なおかつ全体には総括をやってくださいということにならざるを得ないかも知れません。

委員長) そうのことだと、これから数年間の運営を見ていく必要がありますね。

教育長) 運営が始まって、試行錯誤と言いますか、模索が始まると思います。

委員長) 第12条の第5項で、最後に学年開始後速やかに教育長に報告しなければならないということは、学期が始まってから報告するものですか。その前に報告する必要がないということですか。

学校教育課長) そうです。新年度が始まらないとスタッフが決定しませんので、総括教諭については、教育委員会が前に把握していますので、校長はこのようにしましたという報告をするものです。今までも校務分掌については、報告が義務づけられておりましたので、今回も同じように委員会に報告していただくことになると思います。

委員長) 現在、学級の先生の名前は、スタートする前に届けられていますか。

教育長) 把握していますが、正式にはこれと同じです。

委員長) 第14条に総括教諭を置くという新しい職ですが、普通ですと総括教諭になる必要条件が明記されているように思いますが、どこかに規定されていますか。任命するだけですか。

学校教育課長) ここには、記載がございませんが、県教委からはすばらしい人材を総括教諭に充ててほしいと言っております。実際に学校長から推薦もいただきますし、最終的には教育委員会で決断していただきますが、現在も学校の中心となって校長、教頭を補佐する形で働いていらっしゃる方が順当に推薦されてくると考えております。先ほどの企画運営会議に入れる入れないという原田委員から話がありましたが、特定の職務、たとえば平塚市の場合、新採用教員の拠点校指導員とか適応指導教室にいられる先生とか、

そういう方に総括教諭に充てられる場合もあり得ます。そういう方が企画運営会議に参加することは、外に出ているので難しいと思います。

委員長) 改正内容から離れる質問ですが、来年の4月から実施されますが、現在、現場の先生方への説明はどのようになっていますか。されている場合、先生方の反応はいかがでしょう。

学校教育課長) 基本的には、今日、承認をいただければ経営者会等で最終的に通知し、お願いしていきたくと思います。また校長を通じてですが、全職員に説明をしていただくこととなります。もちろん事前に委員にご説明したとおり校長を始め、徐々に先生方に説明しておりますので、学校が大きく変わるというような考えはないと思います。

教育長) 今のが正式なルートでの周知となりますが、基本的には神奈川県教育委員会が提案した事項ですから、神奈川県全体の小、中、高の問題ですので、県のほうでは組合などと話し合いの場を持って、説明していくという話を聞いております。この方法でも先生方に情報が伝わるとと思います。

原田委員) 文言の関係ですが、第14条第4項、この主語は、校長でなく教育委員会でいいのでしょうか。

教育長) 教育委員会です。

原田委員) 第12条第4項で、第14条の2第1項というのは、第2項ということでしょうか。表現的には、第14条の第2項第1号というような改正となるのではないのでしょうか。

学校教育課長) 間違いのようですので、確認して訂正したいと思います。

委員長) それでは、議案第9号について、ご異議ありませんでしょうか。

教育長) 修正を条件で承認したいと思います。

原田委員) 文言の修正等をしていただいたうえで承認したいと思います。

委員長) 最終的に再度チェックをお願いします。

委員全員承認する。

委員長) それでは、議案第9号については、修正して承認いたします。

議案第10号 学校事故に係る損害賠償額の承認について

書記が議案の朗読をし、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯中学校学校事故について補足説明をさせていただきます。別紙をご覧くださいと思います。

最初に、この事故は今から7年前の平成10年9月26日土曜日に大磯中学校で起きてしまいました。中郡新人戦の朝、出かけようとしていた中学1年生の顔面に中学2年生の振ったバットが当たってしまい、重傷を負ったものです。すぐに救急車で東海大伊勢原病院に運ばれました。前頭骨陥没骨折、頬骨骨折と診断され、平成10年9月28日緊急手術となり急性硬膜外血腫、頭部外傷後遺症候群という傷病も併せて確認されまして、入

院12日、通院18日で平成10年10月19日より登校できるようになりました。

約2年後の平成12年9月2日に症状固定、平成13年3月29日にその当時の日本体育学校健康センターが後遺障害等級を第14級と決定いたしました。しかし、平成15年8月から9月に後遺症の診断が行われ、平成15年10月保護者より日本体育学校健康センターに不服審査請求が行われ、教育委員会も不服申請受入れの請願をいたしました。ところが、不服審査請求は、後遺障害等級決定後2年を経過しているため時効として扱われてしまいました。今年度も話し合いを行い、平成17年6月27日保護者より不服審査請求の取り下げと再審査請求が行革により変わった独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して行われ、教育委員会も不服審査請求に関する請願の取り下げと再審査請求を行いました。その結果、平成17年8月5日後遺障害等級が第12級と決定されました。

これにより、損害賠償額の総額は5,326,483円、既に支払った額は2,597,065円、差額は2,729,065円、これに診断書代5通分として15,000円を加えて、最終的な支払い損害賠償額は2,744,065円となりました。

この損害賠償額を町議会で議決していただき、補正予算が承認されまして示談が成立する運びとなっております。なお、加害生徒保護者からは、平成11年1月23日に損害賠償額の約1割の500,000円が被害者に支払われております。以上でございます。

教育次長) 今、課長が説明したとおり、本日ご承認が得られましたら12月1日の議会へ提出いたしまして、承認を受けたいと考えております。

(質疑応答)

委員長) 見舞金が支払われたのはいつになりますか。

学校教育課長) 資料の2ページをご覧くださいと思います。まず、1番の治療費でございますが、これは、子供たちが学校でけがをしますと何ヶ月後にお金が戻ってくるというシステムのシステムで、その都度支払われています。平成12年まで支払われております。それから加害者からの見舞金ですが、平成11年に500,000円が支払われています。傷害見舞金の1,860,000円ですが、先ほど申し上げましたように最初14級で730,000円ございました。これが平成13年3月29日に決定いたしましたして、その後、何度かやり取りがあり、最終的に平成13年12月に相手方に渡っています。さらに今回、再審査請求により8月に12級に変わりました。傷自体は、14級ですが、後遺症との合併で12級に変わって、1,860,000円になりました。既に730,000円は平成13年に渡っていますので、今回は、1,130,000円の差額を8月にお届けしております。合計が2,590,000円ということでございます。

委員長) もう一点だけ確認しますが、被害者の方は、現時点では特別な健康上の問題、後遺症などに対する心配はないでしょうか。

学校教育課長) 被害に遭われた方は、女の子で顔に傷ということでたいへんな想いをされたと思います。7年が経って、途中、後遺症で頭痛が出て心配しましたが、一応元気に学生生活を送っておりまして、8月に成人いたしましたので、就職活動に努力していると。普段も学校での活動と同時にアルバイト等やって元気にしていますが、視力が少し落ちてしまったとか、つらい想いをされている部分もありますので、なるべく早く示談が成立するとありがたいと思っております。

委員長) 回復されたという点では、よかったと思います。非常に不幸な事故だったのですが、事故直後の医療面の対応は、迅速かつ適切に行われた点は、はっきりしていると思います。ところが一方で医療面以外では、解決まで7年を要したという点では、やはり問題があったのではないかと私も受け止めます。このような事故が今後起きることは望みませんが、責任ある部署として、万一何かあった場合には、解決までにこのような長い期間を要しないように今後の対応をよろしくお願いしたいと思います。長い間、対応ありがとうございました。

教育長) このような事故を二度と起こさないようにしたいと思います。

委員全員承認する。

議案第11号 平成17年度12月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案の朗読をし、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 平成17年度12月補正予算における教育委員会予算要求について補足説明をさせていただきます。

歳出でございます。まず、障害児教育推進事業に係る賃金でございます。この事業につきましては、10月1日より国府小学校の1年生2名が、普通学級から特殊学級への在籍替えをしたことに伴い介助員の1名増を行うものでございます。児童の1人は、情緒障害学級、1人は知的障害学級に在籍となります。これにより情緒障害学級は5名、知的障害学級は6名となり、配置基準に基づき介助員の増員を図るために補正をお願いするものでございます。

なお、国府小学校では、現在5年生も1名、3学期より知的障害学級への在籍替えの予定でございます。

次に学校事故損害賠償額に係る賠償金でございます。これは、先ほどご説明いたしました大磯中学校学校事故の損害賠償額を支払うことに伴い補正をお願いするものでございます。以上でございます。

(質疑応答)

原田委員) 補正額が記載されていませんが、ということですか。賠償額については、先ほど説明をいただいておりますので、計上額はわかりますが、臨時雇賃金のほうは、金額が出ていないので推測できません。合計がいくらな

のか、内訳がいくらかははっきりしていないところです。それから特殊学級では、何名の児童に対して何名の介助員が必要ですか。

学校教育課長) 議会提出前のため、額は申し上げにくいのですが、今回、お願いしているのは、介助員1名の増員ということで、普通は6時間ほどの勤務で月に15日ぐらいの勤務となります。それに1時間あたりの単価で乗じた額でお願いするというございます。配置基準ですが、要綱によりますと3名以上で介助員1名を配置するのが原則ですが、なかには児童よって独自に付かなければいけない児童もいますので、最終的には障害の程度に応じて教育長が特に認めるときには、1人増ということをお願いしております。国府小学校でも知的に1名増、情緒にも1名増でやっていただいております。

委員長) 今の介助員の件ですが、毎年、学年の途中で増えたりするのですか。減ることはあまりないと思いますが、普通は学年の始めに決めるわけですね。子供が他から移ってきたということではなく、中で異動することで増えるわけですね。小学校の場合、毎年、あると考えるとよろしいでしょうか。

学校教育課長) 基本的には、教育委員会といたしまして、11月と1月に就学指導委員会を各校長と担当の先生方と同時に医療機関も含めて児童相談に関わる人たちにお願いしております。就学の審査をお願いしているわけですが、基本的に4月1日からこの子は特殊学級に在籍するのが望ましいとして、あるいは養護学校が適ということでお話をいただいております。年度の途中は、原則的にはないほうが望ましいことで、転校は別ですが、確かに今回、1年生2名も昨年から就学指導委員会でもお話がありまして、ただ、保護者の合意がなければ一方的に籍を替えることはできません。やはり普通級で様子をみたいとかを含めて実際にやってみたがこれ以上は親としても無理という判断をいただいたのちに途中からでも入れてくださいという要望があれば、対応せざるを得ないことが現実でございます。ですから年度当初からやるのが普通で、途中から必ず異動があるとは限りません。今回は、そうならざるを得なかったということでございます。今後もないかということ、迷っている子供もいますし、今回の11月の就学指導委員会でも1月までもう一回待とうという継続審議的な内容になっている例もございますので、年度の途中で絶対ないということは言い切れないと思っております。

委員長) それでは、他にご意見がございませんので、議案第11号についてはご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

議案第12号 大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について

書記が議案の朗読をし、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について補足説明

をさせていただきます。

毎年、大磯町教育委員会表彰規程に基づき、被表彰者の決定をいただいておりますが、本年度の候補者につきましては、5名の方が内申されておりますので、ご審議のうえ決定をお願いいたします。候補者のご功績につきましては、説明資料をご覧ください。まず、資料の1ページ、2ページ、3ページの学校医2名と薬剤師1名は、多年にわたりご尽力いただき今回お辞めになった方で、資料6ページの大磯町教育委員会表彰規程第2条大磯町公立学校の学校医、学校薬剤師で永年勤続した方、第4号に該当するものでございます。

次に資料4ページ、5ページをご覧ください。町青少年指導員1名と町体育指導員1名ですが、多年にわたりご尽力いただき今回お辞めになった方で、大磯町教育委員会表彰規程第2条第1号社会教育の振興、研究又は改善に努め、特にその功績が顕著な方に該当するものでございます。

以上よろしくをお願いいたします。

(質疑応答)

委員長) 校医の先生の在籍期間は、たいへん長く2人とも地元で開業している先生ですか。

学校教育課長) そうです。

委員長) お辞めになったのは、開業をやめたからでしょうか。

学校教育課長) そうではありません。学校医が他の方に変われたということです。

委員長) 学校医の年令の上限は、特に規定はありますか。

学校教育課長) 医師会へお願いし、大体が今までやっていた先生が引き続きやってくださることが多くて、教育委員会も併せてお願いします。50年という長くやっていただいて、本当にありがたいと思います。もちろん開業医としてやっていますが、学校医としては次の方をお願いしますと、医師会代表の方からもお話をいただいております。

委員長) 地元で開業している方で人材には不足はないでしょうか。医師会の推薦で順次やっていただいているということですね。ほとんど内科、小児科が専門の先生ですか。

学校教育課長) 眼科、耳鼻科、歯科がありますが、全般的な学校での学校医としてお願いする一番の方です。

原田委員) 松橋先生は、開始年月日が昭和26年ですから、私も当時お世話になっている方ですね。53年8ヶ月ですから長い間よくやっていただいたと思います。

委員長) そのうえに図書充実にために寄付をいただいておりますね。それでは、他にご意見がなければ議案第12号についてご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

報告事項第1号 平成18年度町立幼稚園応募状況について

鈴木副主幹) 報告事項第1号「平成18年度町立幼稚園応募状況」について、ご説明いたします。

応募状況の説明の前に、平成18年度入園予定園児の入園願書受付期間について一言補足説明いたします。当初は、11月1日から7日を入園願書受付期間としておりましたが、今年度は、大磯・小磯幼稚園の統廃合の問題がありましたので、統廃合の方向性を広くお知らせする意味から、願書の受付期間も11月16日(水)までに延長しました。その後も随時入園は受け付けておりますが、一応11月17日現在の人数についてご報告申し上げます。今後変わる場合もございます。全体的には、昨年度の応募者総数よりも人数が増えており、現在実際に入園している園児数が416名で、現在応募者総数が423名ですから、7名増えております。ただ、住民基本台帳人口の人数も増えておりますので、平成18年度の就園率は、今のところ平成17年度と変わっておりません。年齢別・幼稚園別に見ていきますと、3歳児につきましては、表の下の欄にありますように、現在3歳児は4園で90名おりますが、平成18年度応募者は123名で、現在数よりも33名増えています。就園率も今年度の41%の就園率から47%に増えており、平成18年度は3歳児が増えるというのがひとつの特徴かと思われれます。園ごとに見ますと、国府幼稚園の3歳児の人数が現在11名おります。これが27名となり、かなり増えます。したがって、25名の3歳児の学級定数がありますので、国府幼稚園が現在1クラスから2クラスになる予定です。

次に4歳児につきましては、現在176名ですが、18年度は119名ということで、これはかなり減っている状況でございます。3歳児から4歳児へそのまま上がってくる園児と新しく入ってくる園児とで年中児は構成されますが、この内訳を申しますと、今の3歳児が90名、新しく入ってくる園児が29名ということで、来年度の4歳児は119名となっております。全体的に減っているわけですが、ただこれは、17年度の4歳児がたいへん人数が多い。それに比べて18年の4歳児が基本台帳上の人数も今年度に比べると少なくなっているという状況でございますので、就園率自体は、それほど下がっているものではありません。

園別に見ますと、小磯幼稚園ですが、現在、3歳児16名おります。今度、新規に入ってくる園児が0という状況ですので、4歳児も16名がそのままスライドするという状況でございます。この状況につきましては、原因等を把握できておりませんが、園長も体験入園、施設開放日等で未就園児の保護者等に聞き取りをしている状況ですが、今のところ原因はわかっておりません。月京幼稚園の新年中組ですが、現在の年中組は2クラスありますが、来年度は人数が減って1クラスになる予定でございます。

5歳児につきましては、ほとんどが現4歳児がそのままスライドして若干プラスという状況ですが、ただ、平成18年度、来年度の国府幼稚園につきましては、現在の31名から5名プラスになって36名になる予定です。

す。したがいまして、クラスの定数が35名ですので、2クラス編成になる予定でございます。この学年の園児は、先ほども申しましたように非常に基本台帳上の人数が多いため、このような現象もあるかと思えます。

全体的に見ますと、繰り返しになりますが、平成18年度の応募状況の就園率は、平成17年度の就園率54%と変わっておりません。年齢別の就園率は、3歳児は47%、4歳児は54%、5歳児は61%となっております。ただ、この時期からあと3月31日までの間に、かなり引っ越し等もありますので、実際の入園人数は、この時点での人数よりも年々増える傾向にあります。クラス数につきましては、国府幼稚園の3歳児、5歳児の増加により、全体的に現在の17クラスから来年度は19クラスの2クラス増える見込でございます。

応募状況については、以上でございます。

(質疑応答)

原田委員) 小磯幼稚園ですが、小磯幼稚園だけが園児数が減るのですね。それ以外は、ほぼ横ばいか増加しています。このあたりの小磯幼稚園が減るといった原因として地域が偏っているということなのかどのような見方をすればいいのでしょうか。

鈴木副主幹) そのあたりは、今いろいろと聞き取りをしている状況ですので、統廃合の影響があるとか、まだコメントできない状況であります。今後、いろいろと情報を集めていきたいと思えます。

教育長) 園児数は、原田委員がおっしゃったとおりですが、国府幼稚園が今まで3クラスできたのが、5クラスになりました。実際には年少児は25名、年中、年長は35名ですから基準1名、2名だけクリアした状況ですが、5クラスになったという点で、今後、来年は職員を配置しなければいけない点で大きな変化だと思えます。これも正確な分析は、まだできていませんが、変電所あたりの住宅の開発とか、そういったことが影響を与えているというふうに我々は推測しています。

原田委員) 全体的に大きくは変わっていないのです。

教育長) 今年多かったのは、3歳児です。また、元に戻るという状況です。

委員長) 年よっての園児数の変動があります。

教育長) 小さい自治体ですから、開発とかによって変化するわけですが。大きな自治体では、この程度の数字の変化はあまり変わらない。元々、400人というある意味では、分母そのものが小さいですから、このへんの大きさが出てくると思えます。

委員長) これは、全国的にあることでしょうか。あまり今年と総数が変わらないといってもプラスとなっています。少子高齢化と言われているなかで、プラスというのは、増えていると解釈されます。

教育長) 今の2歳児が来年の3歳児ですから、実際的にまた元に戻ってきますから就園率は、基本的に変わりませんので、来年はまた下がってくると思えます。

委員長) 一時的な増ということですね。

教育長) その要因は国府が多いので、住宅開発ではないかと推測しています。

原田委員) 年中4歳児で小磯幼稚園が現在、園児数31名、18年度応募数5歳児のところでは29名です。これは2名減るということですか。

鈴木副主幹) これは、転居予定があるので減ってしまうという予測になっています。

原田委員) 他のところは、同数か増えています。通常幼稚園の場合、2年保育とか3年保育、あるいは1年だけの保育という方もいらっしゃると思いますので、同数か増えるということではないでしょうか。小磯幼稚園だけ減っているの、何か理由があるのでしょうか。

鈴木副主幹) めずらしい現象かと思いますが、転居だということを聞いています。

委員長) 小磯幼稚園の今の状況下では、やはり増えにくいと個人的に思っていますが、確認をしていただくとしたしまして、あと1クラスの定数のことですが、3歳児25名、4歳、5歳児が35名と町で決めているわけですが、3歳児は、25名で適切と思います。4歳、5歳児は35名で、かたくなに守って増える減るとか、小学校でも30名と言っているわけですから、そのときに先生の数の関係もありますが、柔軟な対応ができればと思います。たとえば月京幼稚園の3歳児は、現在、クラスは2つで4歳児のクラスになると32名の予定で1クラスになる。これは、子供にとっても先生にとってもかなり負担ではないかと思いますが、何とかこのへんを柔軟に教育長判断でできないものでしょうか。この年令のお子さんの教育の重要性を考えたときに何とかならないか、と思います。

教育長) 委員長のおっしゃるとおりで、気持ちとして25名、35名と来ていて、限りなく35名に近いわけですから、2クラスにするということの現場からの意見や我々もそう思うわけです。教育委員会としては、予算を持っていないのが最大の弱点で、予算は町部局が持っているわけです。我々としては35名を30名にしたいという要望はできてもそれに伴ってクラスが増えるので、予算要求ができて実際に私が予算を動かすことができない立場から教育委員会自身に矛盾があるかも知れません。国の30人学級も中教審でも話し合いが行われましたが、事実上頓挫しています。なぜかと言うと全国で何千人、何万人単位での教員の増加、施設の老化、たとえば大磯小学校24学級対応ですべて使用していますので、30人学級になったら施設面でも大規模改修が必要となってきます。そういうことを考えると膨大なお金が必要となります。30人学級をやりたいと、どこでも同じですが、実際に財政的保証ができないという状況のなかで、国の30人学級も要望はたくさんありますし、論議はされていますが、なかなか実行に移せない状況です。それが大磯町にも言えることで、柔軟に対応したいと思いつつもできないことが実際のところでございます。

委員長) しかしながら、4月の予定では、人数が増えてクラスも2つ増えると先生の数も増え、予算の要求はいつになりますか。

学校教育課長) 今やっています。今の関連ですが、確かに標準法で小・中学校が40名で国の基準があり、何度も要望等してもなかなか崩すことができない状況です。同じく幼稚園は、35名という国が基準を出していますので、これも厚い壁でこれも変えることはなかなか厳しいと思います。もちろん市

町によっては、独自にやっていることもあるわけですが、具体的には、基準を変えてクラスを増やすのは、難しいのが現状でございます。

委員長) 私立もこれに準じているのですか。

学校教育課長) 国は、基準を出していますが、いろいろと工夫しているようです。

教育長) 私立幼稚園の経営者の考え方です。公立の方は、基準を守っていると思います。また、支援員、介助員を設置してそういう点でも配慮していると思います。

原田委員) 3歳以上について、25名で1クラスというのが基準だと思いましたが、4歳、5歳は、35名ということで3歳児だけ25名としているのは理由があるのでしょうか。

鈴木副主幹) 平成15年度に3歳児保育を始めるときに保護者の方から要望が多かった点は、きめ細かい保育をしてほしいということでした。つまり幼稚園の3歳、4歳、5歳の年齢差は非常に大きいものでございまして、3歳という年令で入ってくる場合には、おむつをしているお子さんもいられます。食事の補助が必要なお子さんもいます。その状況を考えますと、35名定数では、かなり大変だということで、当時3歳児保育を発足させるときにいろいろと聞き取りをしながら、25名定数を定めたという経緯がございます。ですから25名でも大変ですし、本当に少ないにこしたことはありませんが、現状では3歳では25名、4歳、5歳では35名という状況でやっています。

委員長) 3歳児の25名は、町独自のものですか。

鈴木副主幹) 管理運営規則で25名を定めております。

教育長) 全国でも3歳児保育をやっているところとやっていないところがあります。たとえば秦野市は3歳児保育をやっておりません。公立のなかでも地域によって実施、未実施があります。

原田委員) 今の説明をお伺いしますと、どちらかと言うと3歳児については、幼稚園というよりは保育園の延長線上の話のような気がします。たとえばおむつをやっているお子さんがいるということを考えますと、今、検討しています幼稚園教育はどのようなものが望ましいのか、何を目指すべきなのかといったところを討議していく必要があると思います。一言で3年保育と言いますが、中身は今のお話で3歳、4歳、5歳ではかなり差があるというような気がしますので、そのあたりはもう少し将来、こうあるべきであるということさをさらに話し合っ、検討していく必要があると思います。

教育長) そのとおりだと思います。私は、今の幼稚園教育は危機だと思います。やはり幼稚園教育は、教育だけでなく、保育的、福祉的要素を取り入れていく形での幼稚園教育の変身を遂げていかないと幼稚園教育は、いずれ行き詰まりを見せることとなります。このへんは、幼稚園教育問題検討委員会で話し合いをしていただいて、その論議をこの席で報告し、意見を聞きたいと思います。

委員長) 幼稚園教育については、いろいろなご意見と課題もありますので、今後ともご検討をよろしくお願いいたします。

学校教育課長) 申し訳ございませんが、付議事項の議案第9号のところで原田委員のご指摘の資料4ページの第12条第4項で第14条の2第1項はおかしいのではないかというご指摘がありました。議案の改正文の第12条の第4項のところで「第14条第1項」と改正しています。これが正式でありますので、新旧対照表の「の2」は誤っておりますので、削除していただければと思います。

これによろしければご承認いただければと思います。

この説明で委員全員承認する。

その他

教育次長) 教育委員会定例会の第9回、第10回の日程につきまして、お知らせいたします。第9回につきましては、12月21日水曜日、9時30分、場所は本庁舎の4階第1会議室で行います。第10回につきましては、1月25日水曜日、時間は9時30分、場所は本庁舎の4階第1会議室でそれぞれ開催する予定でございますのでよろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成17年12月21日

委員長

委員長職務代理者

委員(教育長)

委員
